知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2022

No.543

NO.543

中小企業レポート



取扱調焰

≪ けんしん BANK

住宅口一沙

花とみどりのギフト券

お借入れ金額に応じて、プレゼントいたします!!

1,000万円以上の お借入れ

ギフト券5,000円分

300万円以上1,000万円未満のお借入れ

ギフト券3,000円分



長野県内100店舗*1の生花店・園芸店で引き換えが可能です。 花束、鉢花、記念樹など、新たなお住まいの彩にお使いください。*2



- ※1 2021年12月20日現在の店舗数
- ※2 花とみどりのギフト券は有効期限がありますので、期限内にお使いください。

※プレゼントはご融資後のお渡しとなります。 ※プレゼントは1契約毎となります。 ※審査の結果、ローンをおことわりする場合がございます。

●詳しくは窓口または担当者までお問い合わせください。



知恵と力を合わせて信州を元気に

県中小企業レポート

2022 **2** No.543

- 2 **特集** 令和3年度 長野県における中小企業の労働事情
- 7 中央会インフォメーション
- 9 **ズームアップ!組合の魅力発見** 飯山カードサービス事業協同組合
- 10 **市町村のイチオシ!** 朝日村
- 12 **好機逸すべからず** 株式会社ウッドテック秋富(上田市) 株式会社ワダ・エンタープライズ (下諏訪町)
- 14 **街の法律家 行政書士に聞く** 「消費者法 I 」



〈表紙写真〉ヒメギフチョウ

村の天然記念物に指定されている、黄色と黒の翅模様が美しい、小さなチョウです。

同じく村の天然記念物として、そして村花にも指定されている「カタクリの花」の群生地で見かけることができます。

この群生地には、幼虫の餌となるウスバサイシンも群生しており、春に条件が整えば、ピンク色のカタクリの花の間を舞い、 蜜を吸う可愛らしい姿を見ることができ、村のシンボルとして 親しまれています。

特集)令和3年度 長野県における中小企業の労働事情

毎年、7月1日を基準日とし、都道府県中央会において「中小企業労働事情実態調査」を実施し ています。大規模な集計を行うため、動きの速い昨今、公表時期の現況と乖離することもありますが、 「1~9人」の小規模企業まで調査対象としている数少ない資料としての特色を持っています。

本特集では、今年度で58回目となる本調査の抜粋をご紹介いたします。これからの時節、中小企 業における労働問題に関する検討の一助としてご利用いただければ幸いです。

また、調査結果全体は本会ホームページに平成22年度分から掲載しています。経営環境、労働時 間、賃金改定など、経年同一の調査項目など比較してご覧いただくことも可能となっています。 本会ホームページURL http://www.alps.or.jp/chuokai/roudou/

I. 調査のあらまし |||||||||||||||

1. 調査の目的

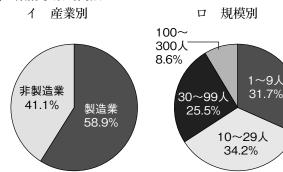
この調査は長野県内の中小企業における賃金・労働時 間・雇用等の実態を把握し、中央会労働支援方針策定の基 礎資料とするとともに、中小企業における労務対策の参考 に資することを目的とする。

2. 調査方法・集計

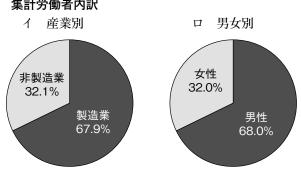
長野県内の従業員300人以下の民間事業所(卸売業100人 以下、小売業50人以下・サービス業100人以下)を対象に 1,300事業所を任意抽出し、郵送により調査を依頼した。

有効回答760事業所(回答率58.5%)について集計した。

(1) 集計事業所内訳



(2) 集計労働者内訳



3.調査時点

令和3年7月1日現在

Ⅱ. 調査結果の概要 ||||||||||||||

1. 中小企業の経営環境

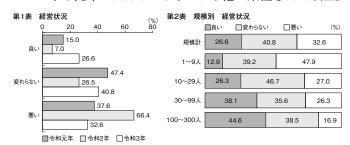
(1) 経営状況

中小企業の経営状況をみると、1年前に比べて「悪 い」とする事業所が32.6%(前年は66.4%)と前年に 比べて33.8ポイント減少し、「良い」とする事業所は 前年比19.6ポイント増加して26.6%となった。

規模別には、「1~9人」で47.9%(前年70.5%)の 事業所が「悪い」と回答し、最も高くなっている。

業種別にみると、製造業においては「印刷・同関連」 が57.1%(前年81.6%)「悪い」としている。他の業種 も「変わらない」または「悪い」とする比率が50%を 超えている。

非製造業では、小売業が「変わらない」または「悪い」 とする比率が88.0%となっており他の業種も70%以上。



第2事 業種別 経骨投湿

か3次 未催剂 社告1人ル											
(製造業)											
■良い □ 変わらない □悪い (%)											
食料品	16.7		43.3			4	0.0				
木材・木製品	18.8	:	37.5			43	.8				
印刷・同関連	10.2	10.2 32.7 57.1									
窯業・土石	16.7		50.0)		3	33.3				
金属・同製品		46.8		3	32.	1	21.1				
機械器具		49.0		:	30.	8	20.2				
その他製造業	33	.3	30	0.0		3	6.7				

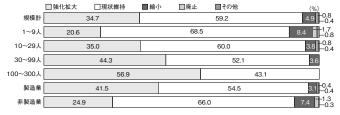
(非製造業)							
	■良い		変わらない	١	□悪	Ę۱	(%)	
情報通信業	27.3			54	.5		18.2	
運輸業	17.6	70.6					11.8	
建設業	15.7	61.8					22.5	
卸売業	30.0		4	42.5			27.5	
小売業	12.0	;	38.7		4	19.3		
サービス業	12.5		45.0			42.	5	

(2) 主たる事業の今後の経営方針

現在行っている主要事業について、今後の方針をみ ると「現状維持」が59.2% (前年64.7%) と最も高く、「強 化拡大」34.7% (前年27.8%)、「縮小」4.9% (前年6.1%) の順になっている。

規模別では、大きくなるほど「強化拡大」とする事 業所の割合が高く、規模が小さくなるほど「現状維持| 「縮小」とする割合が高くなっている。

第4表 主要事業の今後の方針

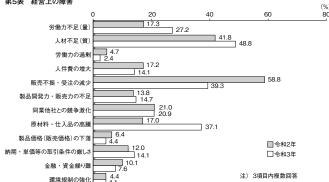


(3) 経営上の障害

経営上の障害は、「人材不足(質)」が48.8%(前年 41.8%)、次いで「販売不振・受注減少」が39.3%(前 年58.8%)、「原材料・仕入品の高騰」37.1%(前年 17.0%) で、「原材料・仕入品の高騰」が20.1ポイント 増加し、「販売不振・受注減少」が19.5ポイント減少 している。

事業規模別にみると「人材不足(質) を1位とし ている業種が多くなった。

第5表 経営上の障害



第6表

規模別にみた	:経営上の障害上位3項	Ħ				(%)
	1 位		2 位		3 位	
1~ 9人	販売不振・受注の減少	53.4	原材料・仕入品の高騰	31.5	人材不足 (質)	30.2
10~ 29人	人材不足(質)	53.7	販売不振・受注の減少	36.7	原材料・仕入品の高騰	35.9
30~ 99人	人材不足(質)	56.7	原材料・仕入品の高騰	45.4	販売不振・受注の減少	30.4
100~300人	人材不足(質)	72.3	労働力不足(量)	41.5	原材料・仕入品の高騰	36.9
規模計	人材不足(質)	48.8	販売不振・受注の減少	39.3	原材料・仕入品の高騰	37.1

業種別	にみた経	営上の隣	害上位	3項

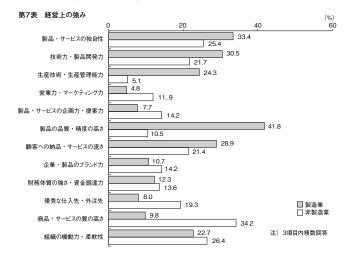
注) 3項目内複数回答

	1 位		2 位		3 位	
食 料 品	販売不振・受注の減少	51.7	原材料・仕入品の高騰	46.7	人材不足 (質)	38.3
木 材 ・木 製 品	原材料・仕入品の高騰	81.3	販売不振・受注の減少 人材不足(質)	37.5	労働力不足(量) 人件費の増大 同業他社との競争激化 金融・資金繰り難	12.5
印刷・同関連	販売不振・受注の減少	70.8	同業他社との競争激化	39.6	人材不足(質) 納期・単価等の取引条件 の厳しさ	22.9
窯業・土石	人材不足(質)	51.4	販売不振・受注の減少 原材料・仕入品の高騰	40.5	労働力不足 (量)	29.7
金属・同製品	人材不足(質)	56.4	原材料・仕入品の高騰	45.5	労働力不足(量) 販売不振・受注の減少	30.9
機械器具	人材不足(質)	59.2	原材料・仕入品の高騰	45.6	販売不振・受注の減少	30.1
その他製造業	人材不足 (質)	50.0	原材料・仕入品の高騰	46.7	販売不振・受注の減少	38.3
情報通信業	人材不足(質)	90.0	労働力不足 (量) 製品開発力・販売力の不足	40.0	販売不振・受注の減少	30.0
運 輸 業	労働力不足 (量)	58.8	人材不足(質)	52.9	人件費の増大	41.2
建設業	人材不足(質)	57.3	労働力不足 (量)	47.2	原材料・仕入品の高騰	43.8
卸・小売業	販売不振・受注の減少	51.8	同業他社との競争激化	40.2	人材不足 (質)	39.3
サービス業	人材不足(質)	47.4	販売不振・受注の減少	42.1	労働力不足 (量)	25.0

注) 3項目内複数回答

(4) 経営上の強み

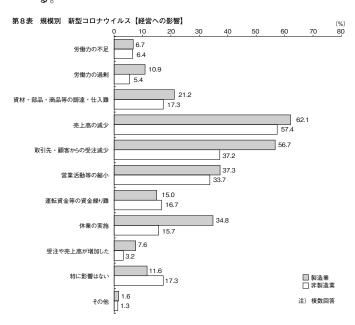
製造業では「製品の品質・精度の高さ」が41.8%(前 年44.9%)、「製品・サービスの独自性」33.4% (前年 29.5%)、「技術力・製品開発力」30.5% (前年30.4%) の順に高く、非製造業では、「製品・サービスの質の 高さ | が34.2% (前年28.4%)、「組織の機動力・柔軟性 | が26.4% (前年32.6%)、「製品・サービスの独自性 | 25.4% (前年23.0%) となっている。



2. 新型コロナウイルスの影響について

(1) 新型コロナウイルスによる経営への影響

新型コロナウイルスによる経営への影響について 「製造業」では「売上高の減少」が62.1%、「取引先・ 顧客からの受注減少」56.7%、「営業活動等の縮小」が 37.3%の順になっている。「非製造業」においては「売 上高の減少」57.4%、「取引先・顧客からの受注減少」 が37.2%、「営業活動の縮小」は33.7%の順になってい る。



業種別にみると「売上高の減少」が1位となっており、次に「取引先・顧客からの受注減少」「営業活動等の縮小」となっているが、「窯業・土石」に関しては「特に影響はない」が51.4%となっている。

第9表 業種別 新型コロナウイルス【経営への	影響】

	労働力の不足	労働力の過剰	達・仕入難 商品等の調 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	売上の減少	少 からの受注減 取引先・顧客	縮小営業活動等の	資金繰り難	休業の実施	が増加した	特に影響はな	その他
食 料 品	6.7	20.0	8.3	70.0	61.7	50.0	25.0	28.3	13.3	3.3	3.3
木材・木製品	6.3	12.5	25.0	81.3	50.0	18.8	6.3	18.8	-	12.5	-
印刷・同関連	2.0	14.3	-	85.7	81.6	30.6	26.5	34.7	_	6.1	-
窯業・土石	_	-	10.8	24.3	21.6	24.3	2.7	2.7	_	51.4	-
金属・同製品	9.1	10.9	24.5	70.0	60.9	37.3	14.5	47.3	8.2	10.9	1.8
機械器具	7.7	11.5	35.6	50.0	57.7	44.2	14.4	36.5	9.6	6.7	1.9
その他製造業	6.7	6.7	30.0	58.3	43.3	35.0	8.3	41.7	10.0	8.3	1.7
情報通信業	18.2	-	9.1	54.5	36.4	63.6	9.1	9.1	ı	18.2	-
運 輸 業	17.6	23.5	-	52.9	58.8	29.4	23.5	29.4	_	5.9	-
建 設業	5.6	1.1	37.1	31.5	29.2	15.7	4.5	2.2	2.2	31.5	1.1
卸 売業	_	_	7.5	57.5	50.0	50.0	15.0	20.0	15.0	5.0	-
小 売 業	5.3	-	14.7	80.0	40.0	37.3	17.3	10.7	-	6.7	1.3
サービス業	7.5	15.0	7.5	66.3	32.5	38.8	30.0	31.3	2.5	20.0	2.5
業 種 計	6.6	8.7	19.6	60.1	48.7	35.8	15.7	27.0	5.8	13.9	1.4
全 国 計	7.5	7.0	15.6	59.9	49.7	32.3	13.0	20.2	3.3	16.3	1.4

注)複数回答

(2) 新型コロナウイルスによる雇用環境の変化

従業員等の雇用環境の変化については「特に影響はない」40.2%、「子の学校等休校のため欠勤・遅刻・早退した従業員がいる」24.9%、「労働日数を減らした従業員がいる」23.7%となっている。業種別にみると「特に影響はない」が多くなっているが、「労働日数を減らした従業員がいる」及び「子の学校等休校のため欠勤・遅刻・早退した従業員がいる」も多い結果となった。

第10表

規模別にみた新型コロナウイルス【雇用環境の変化】上位3項目	

	1 位		2 位		3 位	
1~ 9人	特に影響はない	53.4	労働日数を減らした従業 員がいる	19.8	賃金(賞与)を削減した	14.2
10~ 29人	特に影響はない	41.3	子の学校等休校のため欠 勤・遅刻・早退した従業 員がいる	25.0	労働日数を減らした従業 員がいる	23.8
30~ 99人	子の学校等休校のため欠 勤・遅刻・早退した従業 員がいる	31.1	労働日数を減らした従業 員がいる	30.0	特に影響はない	28.4
100~300人	子の学校等休校のため欠 勤・遅刻・早退した従業 員がいる	46.2	特に影響はない	23.1	賃金(賞与)を削減した	20.0
規模計	特に影響はない	40.2	子の学校等休校のため欠 勤・遅刻・早退した従業 員がいる	24.9	労働日数を減らした従業 員がいる	23.7

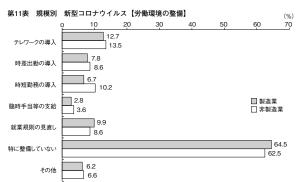
注)複数回答

業種別にみた新型コロナウイルス【雇用環境の変化】上位3項目

業種別にみた新型コロナワイルス[雇用環境の変化]上位3項目								
	1 位		2 位		3 位			
食料品	労働日数を減らした従業員 がいる	40.7	特に影響はない	32.2	・子の学校等休校のため欠 勤・遅刻・早退した従業員 がいた ・賃金(賞与)を削減した	23.7		
木 材 ・木 製 品	特に影響はない	53.3	子の学校等休校のため欠 勤・遅刻・早退した従業員が いる	20.0	・休職・教育訓練をしても らった従業員がいる・労働日数を減らした従業員がいる	13.3		
印刷· 同関連	子の学校等休校のため欠 勤・遅刻・早退した従業員が いる	41.7	労働日数を減らした従業員 がいる	33.3	賃金(賞与)を削減した	27.1		
窯業・土石	特に影響はない	67.6	子の学校等休校のため欠 勤・遅刻・早退した従業員が いる	16.2	・労働日数を減らした従業員 がいる ・賃金(賞与)を削減した	10.8		
金属・同製品	労働日数を減らした従業員 がいる	33.0	子の学校等休校のため欠 勤・遅刻・早退した従業員が いる	31.2	賃金(賞与)を削減した	28.4		
機械器具	子の学校等休校のため欠 勤・遅刻・早退した従業員が いる	39.2	・特に影響はない・労働日数を減らした従業員がいる	24.5	賃金(賞与)を削減した	23.5		
そ の 他 製 造 業	特に影響はない	36.4	労働日数を減らした従業員 がいる	29.3	子の学校等休校のため欠 勤・遅刻・早退した従業員が いる	25.9		
情報通信業	子の学校等休校のため欠 勤・遅刻・早退した従業員が いる	50.0	特に影響はない	40.0	・採用した従業員の入社日を遅らせた・従業員を採用した・賃金(賞与)を削減した	10.0		
運 輸 業	特に影響はない	43.8	労働日数を減らした従業員 がいる	31.3	子の学校等休校のため欠 勤・遅刻・早退した従業員が いた	18.8		
建設業	特に影響はない	59.3	子の学校等休校のため欠 勤・遅刻・早退した従業員が いた	20.9	賃金(賞与)を削減した	8.1		
卸・小売業	特に影響はない	59.1	子の学校等休校のため欠 勤・遅刻・早退した従業員が いた	12.7	労働日数を減らした従業員 がいる	11.8		
サービス業	特に影響はない	43.6	労働日数を減らした従業員 がいる	34.6	賃金(賞与)を削減した	19.2		

(3) 新型コロナウイルスによる従業員の労働環境の整備

事業所で行った労働環境の整備では製造業においては「特に整備していない」は64.5%、「テレワークの導入」12.7%、「就業規則の見直し」が9.9%となった。非製造業においては「特に整備していない」62.5%、「テレワークの導入」13.5%、「時短勤務の導入」が10.2%となった。



業種別にみると「特に整備していない」が63.7%、「テレワークの導入」は13.0%、「就業規則の見直し」9.3%の順になっている。

(%)

第12表 業種別 新型コロナウイルス【労働環境の整備】

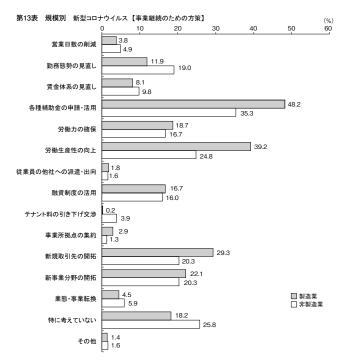
分12次 未性別	利至コロノ	7 1 70 7 [7]	₩4枚分2・7 正 州	<u>''</u>			(70)
	テレワークの導入	時差出勤の導入	時短勤務の導入	臨時手当等の支給	就業規則の見直し	特に整備していない	そ 他
食 料 品	12.3	7.0	17.5	3.5	8.8	61.4	3.5
木材・木製品	_	-	6.7	-	6.7	80.0	6.7
印刷・同関連	17.4	8.7	15.2	2.2	10.9	58.7	6.5
窯業・土石	5.4	5.4	2.7	-	2.7	75.7	8.1
金属・同製品	5.6	3.7	3.7	3.7	8.4	72.0	7.5
機械器具	22.3	13.6	2.9	4.9	11.7	54.4	6.8
その他製造業	12.1	8.6	5.2	-	13.8	67.2	5.2
情報通信業	80.0	40.0	-	20.0	30.0	-	10.0
運 輸 業	18.8	6.3	18.8	6.3	18.8	56.3	6.3
建 設 業	6.8	2.3	2.3	1.1	6.8	77.3	6.8
卸 売 業	26.3	15.8	10.5	7.9	10.5	55.3	-
小 売 業	2.7	5.5	15.1	2.7	4.1	68.5	6.8
サービス業	15.2	11.4	13.9	2.5	8.9	53.2	8.9
業 種 計	13.0	8.1	8.1	3.1	9.3	63.7	6.4
全国平均	11.2	8.4	11.0	3.9	6.9	63.3	7.4

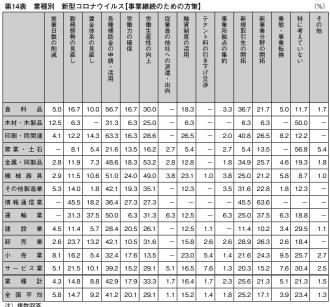
注)複数回答

(%)

(4) 新型コロナウイルスの影響に対する事業継続のための 方策

事業継続のための方策については、製造業では「各種補助金の申請・活用」48.2%、「労働生産性の向上」が39.2%「新規取引先の開拓」が29.3%の順になっている。非製造業では「各種補助金の申請・活用」が35.3%、「特に考えていない」25.8%、「労働生産性の向上」24.8%の順となった。

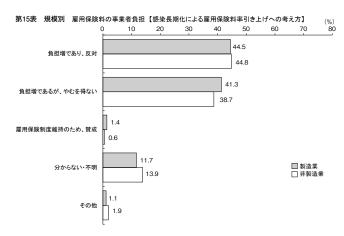




3. 雇用保険料の事業主負担分について

(1) 雇用保険料の引き上げについて

新型コロナウイルス感染拡大に伴って特例措置がとられている雇用調整助成金等の財源は雇用保険料の事業主負担分であり感染の長期化に伴い雇用保険料率の引き上げが予想される事については製造業では「負担額増であり、反対」が44.5%、「負担増ではあるが、やむを得ない」41.3%、「分からない・不明」11.7%の順になっている。非製造業でも「負担増であり、反対」44.8%、「負担増であるが、やむを得ない」が38.7%、「分からない・不明」が13.9%と製造業、非製造業共に考え方はおなじであった。



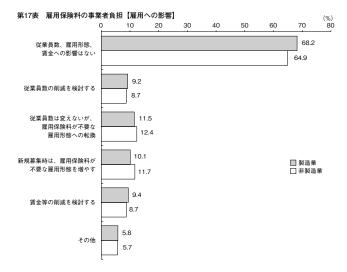
業種別でみると「雇用保険料率引き上げは、負担増であり、反対」とする事業者は「運輸業」64.7%、「情報通信業」54.5%、「印刷・同関連」54.3%の順になっている。「雇用保険料率の引き上げは、負担増であるが、やむを得ない」とする事業所は「機械器具」46.2%、「建設業」が46.1%、「卸売業」45.0%の順に高くなっている。全体でみても「雇用保険料率の引き上げは、雇用保険制度維持のため、賛成」とする事業者は僅か1.1%であった。

第16表 業種別 雇用保険料の事業者負担【感染長期化による雇用保険料率引き上げへの考え方】(%)

	担増であり、反対雇用保険料率の引き上げは、負	担増であるが、やむを得ないのであるが、やむを得ない、負債を必要を持定のできませば、負債を対象を持ている。	用保険制度維持のため、賛成雇用保険料率の引き上げは、雇	分からない、不明	そ の 他
食 料 品	43.3	40.0	ı	13.3	3.3
木材・木製品	33.3	40.0	ı	26.7	-
印刷・同関連	54.3	34.8	-	10.9	-
窯業・土石	54.1	35.1	-	10.8	-
金属・同製品	46.8	44.0	3.7	5.5	-
機械器具	39.4	46.2	1.0	12.5	1.0
その他製造業	40.0	38.3	1.7	16.7	3.3
情報通信業	54.5	36.4	-	9.1	_
運 輸 業	64.7	23.5	-	-	11.8
建 設 業	39.3	46.1	1.1	12.4	1.1
卸 売 業	42.5	45.0	-	12.5	-
小 売 業	47.3	33.8	-	16.2	2.7
サービス業	44.3	35.4	1.3	17.7	1.3
業 種 計	44.6	40.2	1.1	12.6	1.5
全国平均	48.9	35.5	1.3	13.3	0.9
注)複数回答					

(2) 雇用保険料の事業者負担【雇用への影響】

雇用への影響を聞いたところ製造業では「従業員数、雇用形態、賃金への影響はない」が68.2%と最も高く、次いで「従業員数は変えないが、雇用保険料が不要な雇用形態への転換」が11.5%、「新規募集時は、雇用保険料が不要な雇用形態を増やす」10.1%となっている。非製造業では「従業員数、雇用形態、賃金への影響はない」が64.9%、「従業員数は変えないが、雇用保険料が不要な雇用形態への転換」12.4%、「新規募集時は、雇用保険料が不要な雇用形態を増やす」11.7%の順となった。



業種別にみると「従業員数、雇用形態、賃金等への 影響はない」は「機械器具」で78.4%と最も多く、次 いで「建設業」が77.0%、「金属・同製品」が73.8%の 順になっている。全業種で「従業員数、雇用形態、賃 金等への影響はない」が最も高くなっている。

第18表 業種別 雇用保険料の事業者負担【雇用への影響】						(%)
	の影響はないの影響はない	従業員数の削減を検討する	険料が不要な雇用形態へ転換候料が不要な雇用形態へ転換	要な雇用形態を増やす新規募集時は、雇用保険料が不	賃金等の削減を検討する	その他
食 料 品	60.0	16.7	15.0	18.3	16.7	6.7
木材・木製品	64.3	7.1	7.1	-	14.3	7.1
印刷・同関連	51.1	12.8	19.1	10.6	17.0	4.3
窯業・土石	66.7	8.3	5.6	11.1	11.1	11.1
金属・同製品	73.8	7.5	11.2	6.5	5.6	2.8
機械器具	78.4	3.9	11.8	10.8	4.9	6.9
その他製造業	62.5	12.5	7.1	10.7	8.9	7.1
情報通信業	60.0	20.0	10.0	-	10.0	_
運 輸 業	56.3	6.3	6.3	12.5	12.5	18.8
建 設 業	77.0	1.1	9.2	4.6	5.7	3.4
卸 売 業	69.4	5.6	5.6	13.9	8.3	2.8
小 売 業	56.2	11.0	13.7	13.7	11.0	11.0
サービス業	59.7	15.6	19.5	18.2	9.1	2.6
業 種 計	66.8	9.0	11.9	10.8	9.1	5.7
全 国 平 均注)推为回答	65.5	8.1	12.5	9.1	10.6	5.8

4. 賃金の改定状況

(1) 賃金の改定状況(令和3年1月から令和3年7月)

令和3年春の賃金改定(定昇含む。)は、「引き上げた」とする事業所が49.7%(前年44.3%)、「7月以降引き上げる予定」が9.9%(前年8.4%)ある一方で「実施しない(凍結)」が13.0%(前年18.1%)、「引き下げた」0.8%(前年1.4%)、「7月以降引き下げる予定」も0.3%(前年0.6%)あり、「未定」とする事業所も26.4%(前年27.2%)あった。

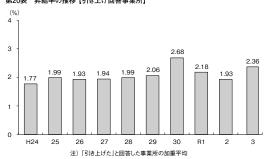
規模別では、「 $100 \sim 300$ 人」で73.8%が「引き上げた」 反面、「 $1 \sim 9$ 人」では33.8%に止まっている。

笠10主	担益別	賃金改定実施状況

		引き上げた	引き下げた	今年は実施し ない (凍結)	7月以降引き 上げる予定	7月以降引き 下げる予定	未定
¥	見 模 計	49.7	0.8	13.0	9.9	0.3	26.4
	1~ 9人	33.8	0.8	20.4	5.4	-	39.6
	10~ 29人	50.4	1.2	11.5	12.7	-	24.2
	30~ 99人	60.3	0.5	10.3	11.9	0.5	16.5
	100~300人	73.8	-	-	9.2	1.5	15.4
₹	全国平均	42.5	0.9	22.1	8.9	0.6	25.0

賃金昇給額・率をみると、「引き上げた」事業所の 単純平均では昇給額7,434円(前年5,803円)、率にして 2.95%(前年2.31%)となった。加重平均では、5,911 円(前年4,839円)、率にして2.36%(前年1.93%)となっ ている。

第20表 昇給率の推移【引き上げ回答事業所】



第21表 規模別 賃金改定状況 (総平均)

		(円)	(%)		
	平 均 所定内 賃 金	平 均 昇給額	平 均 昇給率		
規模計	255,695	5,567	2.23		
1~ 9人	253,702	5,860	2.36		
10~ 29人	258,863	5,458	2.15		
30~ 99人	253,312	5,293	2.13		
100~300人	257,031	5,942	2.37		
全国平均	255,960	5,249	2.09		
注) 「引き上げた」「引き下げた」 「今年は宝施しない (連結)」 回答					

注)「引き上げた」「引き下げた」「今年は実施しない (凍結)」回答

「引き上げた」 事業所の平均	259,030	7,434	2.95
-------------------	---------	-------	------

賃金改定結果は令和3年1月1日から令和3年7月 1日までの間に定期昇給、ベースアップの実施、非実 施を決定した事業所で、ここでの「平均所定内賃金」は、 賃金改定後の数値。

中央会インフォメーション

事業復活支援金のご案内

- 1. 申請期間 2022年1月31日(月)~5月31日(火)
- 2. 給付対象 以下の①と②を満たす 中小法人・個人事業者
 - ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
 - ②2021年11月〜2022年3月の<u>いずれかの月(対象月)の売上高</u>が、 2018年11月〜2021年3月の間の<u>任意の同じ月(基準月)の売上高</u>と比較して

50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

3. 給付額 中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円

給 付 額 基準期間(※1)の売上高-対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月~2019年3月/2019年11月~2020年3月/2020年11月~2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

<給付上限額>

売上高減少率	個人	年間売上高	年間売上高	年間売上高
		1億円以下	1億円超~5億円以下	5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

4. 申請書類

- ①履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)
- ②収受日付印の付いた2019年(度)、2020年(度)及び選択する基準期間を全て含む

確定申告書類の控え

- ③対象月の売上台帳等
- 国振込先の**通帳** $(通帳のオモテ面と通帳を開いた<math>1\cdot2$ ページ)
- 5代表者または個人事業者等本人が自著した**宣誓・同意書**
- 【一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係がない方は、以下の書類も必要になります】
 - ⑥基準月の**売上台帳**等
 - ②基準月の売上に係る1取引分の請求書または領収書等
 - 图基準月の売上に係る**通帳**等(取引が確認できるページ)

中央会インフォメーション

5. 申請の流れ

一時支援金および 月次支援金を

受給していない方

ホームページの仮登録画面にメールアドレスや 電話番号を入力し、申請IDを発番

ホームページで登録確認機関を検索する

継続支援関係に当たる 登録確認機関が**ある**方 継続支援関係に当たる登録確認機関がない方

継続支援関係の登録確認 機関にメールまたは電話 し、事前予約する ホームページで登録確認 機関を検索し、メールまた は電話で事前予約する

TV会議/対面/電話により <u>簡略化された事前確認</u>を 受ける TV会議/対面により

- 事業を実施しているか
- ・コロナの影響を受けているか
- ・給付対象等を正しく理解して いるか

について事前確認を受ける

マイページから申請申請書類①~⑧*を添付**8.7[4.申請書類]参照

マイページから申請 申請書類①~⑤*を添付 *P.7「4. 申請書類」参照 月次支援金を 既に受給<u>された</u>方

一時支援金または

申請ステップが省略できます



マイページから申請 申請書類①~⑤*を添付 (過去受給時の情報を活用 <u>可能)</u>

※P.7「4. 申請書類」参照

本会も登録確認機関として会員の皆様の事前確認を行っています。ぜひお気軽にご相談ください。

ZOOM UP!

ズームアップ! 【 1組合 2の魅力発見

Vol.11

飯山カードサービス 事業協同組合

② 設立の経緯

飯山カードサービス事業協同組合は、主としてポイントカード発行による販促事業を行う組合で、飯山市内の小売・サービス業者等で構成されています。

当組合の設立は1996年のこと。当時、「改正大店法」の規制緩和により、市内にある静間バイパス沿いに大型店舗が続々と出店し、商業施設の集積エリアができたことで、地元商店街(本町・仲町・上町)の商業者の間で危機感が生まれました。

「一つひとつのお店は小さくても、皆で一緒に助け合って何かできないか」という思いから、相互扶助を目的とする事業協同組合を設立し、全店共通で使えるポイントカードを運用することになりました。

● 当組合の「iカード」の仕組み

当組合の「iカード」は、対象のお店で買い物をすると、100円分につき1ポイント、600ポイント貯まると満点になり、500円商

品券として利用できる仕組みです。

ポイントが満点に なった「iカード」

組合加盟店において「iカード」の発行及び「iカード商品券」の利用、ポイント付与が受けられるほか、飯山駅前の市営駐車場、高橋まゆみ人形館、近隣の温泉施設などが組合協力店となっており、「満点カード」の利用が可能です。

現在の加盟店数は65店舗。食料品や文具、





[ih-k]の[i]は[飯山]の頭文字で、雪のマークがついている

化粧品、日用雑貨など、様々な買い物の際にカードを利用することができるため、 各店舗での再来店促進はもちろん、加盟店の相互送客にも繋がっています。

また、組合として「iカード商品券」の単独販売等も行っています。

■ 組合事業と飯山市との連携



満点カード交換を呼びか ける小林理事長

当組合では、「iカード」の利用促進を目的に、満点カードを600円分の商品券と交換する「満点カード交換会」を行っています。そして、現在は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となっていますが、「iカード」利用者を対象としたマレットゴルフ大会、毎年12月の恒例イベントであるクリスマス抽選会なども実施しています。

また、当組合では市と連携して様々な取り組みを推進しています。

そのひとつが、2007年から始まった、「iカード」で市税・公共料金等の支払いができる制度です。地元市民の納税率及び利便性の向上、さらには地元商店街の振興にも資する先進的な制度で、当時、市レベルでは全国初の試みでした。

その他にも、市の健康キャンペーン参加者や、健康診断の受診者にポイント

を付与するなど、市民の健康増進に 寄与する取り組みも行っています。

これらは全て、地元に根付いた「iカード」だからこそでき た取り組みです。当組合では、今後もお客様の目線に立った 充実したサービスが提供できるよう尽力していきます。 「iカード」満点カードで納付可能なもの 市税全般のほか、上下水道使用料、保育料、 介護保険料、市営住宅使用料、教員住宅使 用料、CATV・インターネット使用料など

理事長:小林 靖

設 立:1996年11月1日 TEL:0269-62-6131 FAX:0269-62-6131

住 所:飯山市大字飯山2239番地の1



コロナで大変な中ではありますが、「辛い時こそ楽しく」「ピンチをチャンスに」を意識して、皆で前向きにチャレンジを続けていきたいと思います! 理事長 小林 靖





Asahi Village

朝日村

すこやかな こころ すこやかな からだ すこやかな 土づくり

ファミリーにうれしい! あさひプライムスキー場

松本、塩尻市街地からアクセスの良い、コンパクト で利用のしやすいスキー場です。

駐車場からゲレンデまでが近く、ファミリー向けの 緩斜面から、中上級者にもうれしい急斜面コースが一 本で楽しめます。

用具のレンタルやスキーレッスンのメニューも充実 しています。



天然氷が楽しめる 朝日スケート場

松本平では唯一となった、天然氷のアイススケート リンクです。

12月のはじめから氷づくりが始まり、冷え込みが早い年は12月下旬ころから、1月の終わり~2月はじめまで滑走可能となります。

機械ではなく、ホースを使って人力で散水していく 手作りのリンクのため、その日ごとに変わっていく氷 の表情も魅力の一つです。

無料の貸スケート靴もございますので、ぜひ一度お越しください。(天候や氷の状態により、滑走不能な場合もございます)



キャンプ入門にいかが? 野俣沢林間キャンプ場

村の一番奥にあり、一級河川「鎖川」の源流のひとつ「野俣沢」の側にあるキャンプ場。

松本、塩尻から車で30分とアクセスも良く、朝日村 の大自然を満喫しながらアウトドアができる場所です。

広々として、星空がきれいな芝生サイトから、木漏れ日が気持ち良い林間サイト、シャワー・洗面所完備のコテージまで、ニーズに合わせてご利用いただけます。



朝日村は長野県松本盆地の南西に位置し、村のシンボルである鉢盛山(2,447m)の扇状地帯に居住地・畑作地帯が広がっています。

その鉢盛山を中心に、土地の87%が森林に覆われ、 鎖川の清流が村の中心を流れ下り、広い畑が広がって います。

国道のような幹線道路がないため、通過車両がなく、 とても空気が美味しい・水も美味い・静かな箱庭のよ うな村です。

農業は村の基幹産業の一つです。高原野菜(レタス・ キャベツ・白菜等)の主要な産地で、全国各地に運ば れています。

また、村産材を活かした木工家具等クラフト作家も 多く、特徴ある家具類が製作されています。

村の観光施設は全てがコンパクトですが、スキー場・キャンプ場・コテージ・ゲストハウス等利用客の皆さんに喜ばれています。

そして、小さな村ですが、カフェや食事処も充実しており、またコロナ禍で需要が高まっている地方移住や、テレワークに対する環境整備を現在実施中です。



朝日村長 **小林 弘幸**

「業務改善助成金特例コース」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で、特に業況が厳しい 中小企業事業者を支援する助成金ができました

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金(事業場で最も低い賃金)を30円以上引き上げ*、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。(引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限ります。)

■申請期限:令和4年3月31日まで

※申請期限を延長する場合は、別途お知らせします。また、予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を 終了する場合があります。

ここがポイント

長野県最低賃金の改正発効日(令和3年10月1日)に28円を引き上げ済みの事業場が、令和3年12月31日までに遡って2円以上の追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合も、「30円以上引き上げの要件に該当するものと取り扱われます。

助成額•助成率

助成額

助成率

最大100万円

3/4 ※対象経費の合計額×補助率3/4

※引き上げ労働者数による

助成対象

A 生産性向上等に資する設備投資等

機械設備、機器等*

PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象

B 関連する経費*

広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・ 椅子の増設など

レかりません.

- ※交付決定前に行った設備投資等は助成対象となりません。
- ※「関連する経費」は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます。

生産性向上に資する設備投資等の活用例

	飲食業	宿泊業
生産性向上に資する設備投資等	飲食業において、全自動食器洗浄機を 導入	宿泊業において、除雪機を導入
成果	これまで食器を手洗いしていた時間が 削減され、他の業務を行えるようにな り、生産性が向上した	これまで駐車場等の雪かきを人力で行っていたが、除雪の時間が削減され、他の業務を行えるようになり、生産性が向上した

お問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター

電話番号: 03(6388)6155(受付時間 平日8:30~17:15)

※交付申請書等の提出先は長野労働局 雇用環境・均等室(026-223-0560)

詳しくは長野労働局HPをご覧ください!

長野労働局 業務改善助成金



好心が必ず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.201

株式会社ウッドテック秋富(上田市)

「木」の新たな可能性を追求し、 伝統の技と最先端の加工技術で時代のニーズに応える。

「アキフフェンスター」で全国展開

木製建具、オーダー家 具、木製サッシを3本柱に、 伝統的な木工技術を活か したものづくりにこだわ る、ウッドテック秋富。

1902 (明治35) 年創業 の秋山木工所と、1946 (昭和21) 年創業の富国木工 の業務を統合し、1993 (平成5) 年に設立。伝統技 術を受け継ぐ一方で、最



木製サッシ「アキフフェンスター」

新鋭のNC加工機や木製サッシ専用機など設備投資も 積極的に行い、生産性向上に取り組んでいます。また、 ものづくりに魅力を感じる若手社員の採用・育成に も力を入れ、若き職人たちが活躍。技能五輪全国大 会では金・銀・銅の受賞者も輩出しています。

98年には、欧米では主流の木製サッシの製造をスタート。自社ブランド「アキフフェンスター」で現在、国内木製サッシメーカー3指に入る実績を誇っています。さらに量販店内テナント工事等で騒音対策として使う遮音木製サッシや、火災時の人命救助に優れる木製防火戸(特定防火設備認定取得)の製造にも力を入れています。

「こういう業界で生き延びていくためには、人がや らないことをやらないとだめ」と、太田幸雄社長。 将来的には、木製サッシ、木製防火戸、遮音木製サッ シを同社の主事業にしていく計画です。

高周波フラッシュ接着機で生産性向上

環境への関心の高まりから、住環境にも自然素材を取り入れたいというニーズが増加。特に学校、病院などの公共施設で、木製建具・家具を導入する動きが活発化しています。



若い木工技術者が目立つ工場内

同社ではこれに応え「フラッシュパネル」の製造を強化。高周波フラッシュ接着機の導入によりプレス工程を改善し、生産性向上を図りました(平成28年

度補正ものづくり補助金活用)。フラッシュパネルは、木枠に合板などを上下から貼り合わせた中空のボード。軽量、高品質、木材資源の有効活用などメリットも多く、公共施設での利用には最適です。



最新鋭のNC加工機が稼働

「高周波フラッシュ接着機は、従来のプレス機では 数時間かかっていた接着が40~60秒程度で完了。接 着剤の半乾きがなく、木の水分を飛ばすので狂いが 少ない。さらに速乾性の接着剤が不要なので、作業 者が有機溶剤を吸い込む健康被害も抑えられる。夢 のプレス機です」。

同社が今取り組むのは、腐らない木の開発。特殊な塗料を含浸させ、さらに塗装を施すことで、素材の風合いを半永久的に保つことができる画期的な技術です。「水をまったく寄せつけず、表面を擦ってもキズがつかない。これが完成すれば、木の革命」と太田社長は力を込め、こう続けます。



高周波フラッシュ接着機と作業中の スタッフ

「木製サッシは本当に良いもの。多くの住宅に使ってもらえるよう、信州産などの自然素材を使い、安く提供したい。この木の完成により、木製サッシメーカーとしてさらなる飛躍を目指しています」。



株式会社ウッドテック秋富

代 表 代表取締役社長 太田 幸雄

立 1993 (平成5) 年7月

従業員数 39名

資本金 1,000万円

本 社 上田市芳田1052

TEL.0268-71-5611 FAX.0268-71-5477

事業内容 木製建具・家具製造販売

http://www.akifu.com

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol. 202

ごからず株式会社ワダ・エンタープライズ(下諏訪町)

オーダーメイドの専用機を設計から加工、組立まで一貫生産。 若手社員の活躍で顧客の要望をハイレベルに実現。

顧客の要望を具体化する専用機

「NCではサイクルタ イムが間に合わない、 生産量が多くて困って いるなど、お客様の量 産サポート、省力化・ 省人化の要望を具体化 する機械をつくる。例 えば、りんごの皮むき 機から6軸ロボットを



出荷前検査中のオーダーメイド専用機

使った供給装置まで、何でも。それがうちの仕事です」。 ワダ・エンタープライズは創業以来、加工機をはじ め検査機、組立機、搬送機などのオーダーメイド製品 を設計から加工、組立まで一貫生産。専用機を一貫生 産できる企業は長野県内では珍しく、自動車産業を中 心に、大手上場企業を含む国内外の製造現場に納入し ています。

和田収社長は、1984(昭和59)年に先代(父親)が 創業した専用機製造業に中学卒業後すぐ入社。旋盤や 組立などの技術を磨き、現場を担ってきました。とこ ろが2001年、先代が急死し25歳で社長に就任。「従業 員がみんな辞めてしまい、経理やCADを独学で身につ

しかし冒頭の和田社長の言葉通り、顧客の要望をハ イレベルに実現する技術力が高い評価を獲得。社員7 名の半数以上を占める20代の若手を中心に、画像処理、 6軸ロボットなど最先端技術を駆使した専用機も手が けています。

コロナ禍に最先端スキルを習得

「加工機は部品一つのズレがすべてに影響し、ほん のわずかな誤差が累積して加工精度が落ちてしまう」。 和田社長が話すように、極めて高い顧客の精度要求 に応えるためには加工機の部品精度向上が不可欠。同



5手社員が手がける6軸協働ロボット

社においては、機械 熱変位による影響や、 数度にわたってワー クを取り外して検査 するチャッキングに よるズレなど、加工 精度を低下させる技 術課題がありました。そ れを解決するため、令和 元年度補正ものづくり補 助金を活用し、精密平面 研削盤を導入。機械熱変 位を抑え、ワンチャッキ ング加工が可能になった 部品加工から組立まで一貫生産する工場



ことで、顧客要求を満たす高精度な生産体制の構築を 実現しました。

もっともその頃、和田社長は景気の先行きを不安視。 さらに新型コロナウイルス感染症のパンデミックを受 けて「これから仕事がなくなる」と予想し、この機会 をとらえて6軸ロボットを自社用に購入しました。

「機械にロボットを組み込んでも自分たちでプログ ラミングできなければコストがかさむ。コロナ禍の半 年、売上げは4割まで減りましたが、若手社員全員に 6軸ロボットの研修を受けさせ、実機に触れながら技 術を身につけてもらいました」と和田社長。この時に 自社ホームページをつくり、自ら開発した6軸ロボッ トを使った装置の動画を公開したのも若手社員たちで

精密平面研削盤も若手社員が操作

その成果はすでに、 6軸ロボットを組み込 んだ専用機の受注や、 ホームページ経由での 引き合い・商談などに 現れてきています。



株式会社ワダ・エンタープライズ

代表取締役 和田 収

1984 (昭和59) 年3月

1,000万円 資本金

従業員数 7名

諏訪郡下諏訪町西鷹野町4611-107

事業内容 各種専用機・自動化機械の設計・製造

TEL.0266-27-9902 FAX.0266-27-9903

https://www.wada-ep.com

消費者法

近年、高齢者や未成年者、障害者など「社会的弱者としての消費者」の判断不足につけ込んだ消費者トラブルが多発しています。今年4月からは、民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これにより、18~19歳が親の同意なしにローンを組んだり携帯電話の契約をすることが可能になり、若者の消費者被害の拡大が懸念されます。本稿をお読みいただいている皆様の多くは「事業者」ですが、消費活動を行っているときは「消費者」です。その意味ですべての人は「消費者」なのです。そこで、2回に分けて「消費者法」の解説をします。

訪問販売

まず、次のような事例について考えてみましょう。

繁華街の路上で歩行者Aは、女性Bから「美白効果のある 化粧品を試してみませんか」と声をかけられ、Bと一緒に 化粧品会社の営業所まで行きました。Aは、Bが勤務する 営業所でBから化粧品の購入を執拗に勧誘されたため、化 粧品を購入してしまいました。

このような勧誘を受けた方、いらっしゃるのではないでしょうか。これは、「キャッチセールス」と呼ばれる「訪問販売」の一形態です。訪問販売とは、購入者の住居・職場、あるいは街頭といった営業所等以外の場所で行われる商品販売・役務提供をいいます(特定商取引法2条1項)。ほかには、「あなたは当選しました」などと言って消費者を誘引する「アポイントメントセールス」などがあります。

訪問販売について特定商取引法は、氏名等の明示義務(3条)、書面交付義務(4条、5条)、クーリング・オフ(9条)、 誤認による取消し(9条の3)、損害賠償額の制限(10条)な どの行為規制を定めています。

消費者法とは

消費者と事業者の間には情報の質・量、交渉力に格差があるため、消費者の保護・自立を目的とした「消費者法」という 法領域が存在します。

まず、消費者という概念を初めて使った法律は「消費者保護基本法」(1968年に公布・施行)です。その後、同法は2004年改正で名称が変更され、「消費者基本法」となりました。消費者法は、「消費者基本法」「消費者契約法」「特定商取引法」など民法をベースとした複合的な法体系であり、「消費者法の領域は完成することのない工事現場である」ともいわれます。つまり、法の規制を潜り抜ける手口が次々と考え出されるため、それらを順次カバーする消費者法の領域はあたかも工事現場の観を呈する、というわけです。

訪問購入

先ほどの訪問販売は、営業所等以外の場所で業者が「押し売り」をする形態ですが、2010年以降は「押し買い」が急増しました。消費者の自宅を業者が訪問し、消費者が所有する貴金属等を不相当に安価で買い取るケースです。消費者が売主となる「押し買い」には特定商取引法の「訪問販売」の規定は適用されません。しかし、業者の訪問を受けた消費者が熟慮する間もなく売買契約を締結してしまう点では、「訪問販売」も「押し買い」も共通しています。そこで、2012年に特定商取引法に7番目の類型として「訪問購入」が追加され、規制の対

象になりました(58条の4)。

特別の規制(訪問購入)

訪問購入について特定商取引法は、訪問販売と同様に氏名 等の明示義務(58条の5)、書面交付義務(58条の7、58条 の8)などを規定しています。そのほかにも、訪問購入には 特別の規制が定められています。

(1) クーリング・オフ期間中の引渡し拒絶

売主である消費者は、契約申込み時書面または契約締結時書面の交付を受けた日から8日を経過するまで、書面によってクーリング・オフを行うことができます(58条の14第1項)。このクーリング・オフ期間中は、その消費者は購入業者およびその承継人に対して、訪問購入に係る物品の引渡しを拒むことができます(58条の15)。

(2) 第三者への転売

さらに、訪問購入については、買い取られた物品が第三者に転売された場合の処理が問題になります。この点、クーリング・オフ期間中に転売された場合であっても、その消費者は、クーリング・オフをもって第三者に対して物品の所有権を主張することができます(58条の14第3項本文)。ただし、善意無過失の第三者に対しては所有権を主張できません(同項ただし書)。取引の安全とのバランスを図っています。

(3) 不招請勧誘の禁止

訪問購入の勧誘の要請をしていない者に対し、営業所等以外の場所において、その売買契約の締結について勧誘をし、または勧誘を受ける意思の確認をしてはなりません(58条の6第1項)。

実例(訪問購入)

訪問購入について私が経験した実例をご紹介します。

大阪の業者(女性)から松本市内の自宅に、「不要になった衣類を買い取りたい。きょう、お宅の近くを回っています」という電話がありました。その約1時間後、30代後半と思われる男性が1人、自宅を訪ねてきました。最初は玄関口で妻と、子ども服等の買取交渉をしていましたが、その後、「時計や貴金属はありませんか。今なら高値で買い取ります」と言ってきました。それまで私は隣の部屋で一部始終を聞いていましたが、貴金属等の話が出た時点で、業者の面前で退去を促しました。身分証や名刺の提示を求めましたが、業者はそれを拒んで立ち去りました。

業者の目的は時計・貴金属等の高価品の買取りです。このケースでは、仮に業者に貴金属等を売り渡してしまい、その物品を後日取り戻そうとしても、業者の連絡先が分からないため、泣き寝入りせざるを得ないことになってしまうのです。

予防法務

消費者トラブルを未然に防ぐのも行政書士業務のひとつです。上記事例のようなトラブルが発生する前に、不審に思うことがありましたら、まずは行政書士会にご相談ください。契約締結前であれば、契約書案を精査し、改善のご提案をすることができます。消費者法・消費者問題に関するセミナー等の講師派遣にもお応えしております。

中小企業・個人事業所の

持病を お持ちの方も ご相談 ください。

共 支

共済商品の内容

保障のコース	① 入院共済金 入院1日目から30日まで	② 休業支援共済金 継続して30日以上の入院	30日以上入院した場合の合計額(①+②)
100万円 コース	1日につき 10,000円 入院共済金支払限度30万円	一時金で 70万円	100万円
50万円コース	1日につき 5,000円 入院共済金支払限度15万円	一時金で 35万円	50万円
30万円コース	1日につき 3,000円 入院共済金支払限度9万円	―時金で 21万円	30万円

○ 詳細につきましてはパンフレットをご覧ください。

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館 3 階

0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館 3 階 TEL.026(269)0885 【東信支部】上田市常田 2 丁目 20-26トキダビル3階 TEL.0268(24)1789 【中信支部】松本市中央 1 丁目 23-1 松本商工会館3階 TEL.0263(33)0510 【南信支部】諏訪市高島 2 丁目 1201-40 RAKO 華乃井ホテルパレス1階 TEL.0266(78)4033 【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階 TEL.0265(24)7099

申告所得税・個人事業者の 消費税・贈与税の確定申告をされる皆様へ

- 「ご自宅から e-Tax」をご利用ください
 - ・新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、**ご自** 宅から申告できるe-Taxをぜひご利用ください。申告の相談は、 ご自宅からお電話やチャットボットでも可能です。

スマホやパソコンでご自宅から申告ができます



- ●申告会場への入場 には「入場整理券」 が必要です
 - ・入場整理券は会場で 当日配付しますが、 LINEを通じたオンラ イン事前発行も可能 です。オンラインの 事前発行の詳しい方 法は国税庁ホーム ページをご確認くだ さい。

国税庁 ホームページは こちらから

・入場整理券の配付状 況に応じて、**後日の** 来場をお願いする場 **合**があります。

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。





従業員のための 退職金準備に

特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、 安定した退職金準備が できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社 大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障

団体扱生命保険

団体扱*(月払)の場合、 一般扱(□座振替扱月払等)で ご契約いただくよりも、 保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の 各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの 保障準備をサポート



業務上の災害への備えに

業務災害補償保険

事業活動にかかわる 従業員さまのケガなどのリスクに 対してお役に立つ保険です。

> 業務災害補償保険 引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社 業務災害補償保険 取扱代理店





- * 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込み いただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い 込む取り扱いのことです。
- ※一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記まで お問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあ たっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起 情報)」「ご契約のしおり-約款」および長野県中小企業団体中央会 の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取 扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 長野県松本市中央1-21-8 大樹生命松本ビル2F TEL:0263-34-3585 https://www.taiju-life.co.jp/

長野営業部 026-226-2820 諏訪営業部 0266-52-1356 佐久営業部 0267-62-0358

松 本 営 業 部 0263-35-8519 あづみ野営業部 0263-84-0256 上 田 営 業 部 0268-24-2755

飯田営業部 0265-24-4980 東御営業部 0268-64-5413

大樹 -KB-2019-1064 (損保)A-2021-101 (2021.4) R-2021-1001 (2021.4)

労働問題研究会の開催について

中小企業を取り巻く経済環境と今後の労働課題などを的確に捉えるため、本会と長野県中小企業 労働問題協議会が共催して「地区労働問題研究会」を開催します。

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「雇用保険法の一部を改正する法律」が令和3年6月に公布され、令和4年4月1日以降、段階的に「改正育児・介護休業法」が施行されます。法改正により、出生直後の時期に柔軟に育児休業の取得が可能になります。また、雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務になります。

そこで本研究会では、育児・介護休業に関する改正法及び令和4年度中小企業施策等をテーマに 開催いたします。大勢の皆さまのご出席をお待ちしております。

開催日程及び講師

上田会場

日程:令和4年3月1日(火)

場所:「ささや」

TEL 0268-22-0128

たけなか社会保険労務士事務所

社会保険労務士 竹中 淑子 氏

長野会場

日程:令和4年3月2日(水)

場所:「ホテルメトロポリタン長野」

Tel 026-291-7000

武野社労士事務所

社会保険労務士 武野 圭太 氏

クサマ社会保険労務士事務所

社会保険労務士 草間 秀明 氏

松本会場

日程:令和4年3月7日(月)

場所:「ホテルモンターニュ松本」

TEL 0263-35-6480

山本綾子社会保険労務士事務所

社会保険労務士 山本 綾子 氏

諏訪会場

日程:令和4年3月8日(火)

場所:「RAKO 華乃井ホテル」

Tel 0266-54-0555

橘田社会保険労務士事務所

社会保険労務士 橘田 利雄 氏

開催時間及びテーマ(全会場共通)

時 間 午後1時30分~午後3時

テーマ① 「改正育児・介護休業法及び労働関係の主な法改正について」

テーマ② 「最近の労働・経済情勢及び令和4年度中小企業施策について」

参加料 無料

お申込・お問合わせ先 長野県中小企業団体中央会 連携支援部支援課 TEL 026-228-1171

☆働きやすい職場環境づくり 「企業の社会的責任(CSR)」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と 人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ **"あなたにもできる。** ライフスタイルの見直しで、 1人1日1kgのCO2削減"





MONTHLY REPORT

2022

No.543

第543号 令和4年2月10日発行**発行人 井出 康弘**

発行所 長野県中小企業団体中央会 長野市中御所岡田町 131-10 長野県中小企業会館内4F

TEL.026-228-1171

印刷所 カシヨ株式会社



成長分野進出支援 生産性向上支援 ◎ 商工中金のソリューション・メニュー 海外展開支援 新事業進出支援

長 野 支 店 〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11 諏 訪 支 店 〒392-0026 諏訪市大手1-14-6 松本支店 〒390-0811 松本市中央2-1-27

